

## Topics

### ～墨田区観光協会による『ものづくりの名産品』SHOP～ コネクトすみだ[まち処]がオープン！

(一社)墨田区観光協会による新しい観光拠点「コネクトすみだ[まち処]」が、東京ミズマチ®(墨田区向島 1-23-9)にオープンしました。



コンセプトは「墨田区のものづくりの名産品がどこよりも揃っているお店」。「すみだモダン」認証商品をはじめとする、多種多様なすみだの名産品に触れることができます。

ぜひ、「コネクトすみだ[まち処]」で、お気に入りの逸品を探してみてください。はいかがでしょうか。

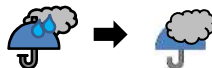
### 墨田区の業況

< 今期 来期予想 >

製造



卸売



小売



サービス



建設



不動産



詳細は 4 ページへ

### PICK UP 企業 (2022年12月～2023年3月)

注目の区内企業取材し、ホームページ上で紹介しています。

掲載ページ  
はこちら



Vol.87 2022-12

株式会社小倉メリヤス製造所 (ベビー服・子供服の OEM 生産等、服飾分野のものづくり応援)  
株式会社 M・クロード (ジェルネイルの OEM 生産、自社ブランド「Nereis」製品の販売)

Vol.88 2023-1

株式会社駒屋 (革小物の OEM 生産、自社ブランド「acte aider」, 「PICT LEATHER」の展開)  
墨田革漉工業株式会社 (多彩な皮革加工)

Vol.89 2023-2

キップス株式会社 (アパレルブランドの OEM 生産、自社ブランド「3ico」等の展開等)

Vol.90 2023-3

株式会社和興 (アパレルブランドの OEM 生産、自社ブランド「WASHI-TECH」の展開等)



株式会社小倉メリヤス製造所



株式会社 M・クロード



株式会社駒屋



墨田革漉工業株式会社



キップス株式会社



株式会社和興

## Topics

～前回調査に続き全産業の事業所数は減少も、従業者数は増加～

### ☆「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果が公表されました

「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果が令和5年6月に全て公表されました。

墨田区の事業所数は14,895事業所と、前回調査（平成28年）時点から597事業所が減少しましたが、従業者数は減少から増加に転じ、160,318人と6,557人増加しました。

また、製造業（※）の事業所数は2,528事業所と、601事業所が減少し、大田区、足立区に次いで、23区中第3位となりました（前回調査では、大田区に次いで23区中第2位）。

製造業（※）事業所数上位5区

第1位：大田区	3,584事業所
第2位：足立区	2,609事業所
第3位：墨田区	2,528事業所
第4位：葛飾区	2,329事業所
第5位：台東区	2,241事業所

前回調査結果（平成28年）

第1位：大田区	4,229事業所
第2位：墨田区	3,129事業所
第3位：足立区	3,019事業所
第4位：葛飾区	2,717事業所
第5位：江戸川区	2,511事業所

なお、製造業事業所のうち、工場数の推移については、「令和3年経済センサス-活動調査」を基に、今後東京都が集計・公表する「東京の工業」などにより把握する予定です。

※ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所や製造品目別に出荷額が得られなかった事業所を含むため、いわゆる「工場数」とは異なります。工場数は、前回調査（平成28年）において2,154事業所となっています。

## Topics

～価格転嫁対策として価格交渉のサポート体制を強化～

### ☆中小企業庁が「価格転嫁サポート窓口」を新設

中小企業庁は、適切な価格交渉・価格転嫁ができる環境を整備するため、全国47都道府県に設置している「よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を新設しました。

価格転嫁サポート窓口では、価格交渉に関する基礎知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁の後押しを行っています。

原材料価格やエネルギー費、労務費等のコストが上昇している中で、コスト増を下請中小企業だけでなく、サプライチェーン全体で負担していくことが重要です。

価格交渉・価格転嫁でお困りの方は、ぜひ利用をご検討ください。

なお、詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。



経済産業省 HP

## ◇すみサポ コラム

令和5年10月から、インボイス制度がスタートします。いよいよ目の前に迫ってきましたが、既にインボイス登録はお済みでしょうか。今回は、いまさら聞けない「インボイス制度」についておさらいしていきます。



国税庁ホームページより

○適格請求書（インボイス）って？

適用税率や消費税額が記載された、請求書や領収書等の書類のことです。「登録番号」、「税率」、「消費税額」等を明記する必要があります。

○登録番号って？

税務署へ「適格請求書発行事業者」の登録（インボイス登録）を行った事業者が付与される番号です。

○適格請求書発行事業者（インボイス登録事業者）になるには？

登録にあたっては、所轄の税務署へ申請を行う必要があります。なお、消費税の免税事業者はそのままでは登録ができませんので、登録を希望する場合、新たに課税事業者となる必要があります。詳しい手続きについては、所轄の税務署へご確認ください。

○登録はした方が良いの？

登録は任意ですが、登録をしない場合、ご自身の事業所の発行した領収書等に基づいた「仕入れ税額の控除」を、取引先で受けることができなくなります。つまり、取引先としては、ご自身に対して消費税を支払っていても、その税額分のみ税額控除の対象として認められなくなってしまうのです。そのため、取引先と事前に相談するなどの対応が大切です。一般消費者だけを顧客としているケースであればインボイスを必要としない可能性もありますので、ご自身の取引先がどのような方々か、しっかりと考慮したうえで、登録するか否かを検討する必要があります。

○支援措置はあるの？

条件にもよりますが「小規模事業者持続化補助金」で上限額が50万円上乗せされたり、「IT導入補助金」で会計ソフトを申請できたりといった補助があります。また、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができる制度があります。詳しくは国税庁や、該当機関のホームページをご確認ください。

すみだビジネスサポートセンター（すみサポ）では、インボイス登録をするべきか？という相談や補助金など、様々な経営に関するご相談を無料で行っています。お困りのことがあれば、「すみサポ」にぜひ、ご一報ください。（ご相談は、予約制となっています）

すみサポ お問い合わせ先 03-5608-6360





発行：令和5年7月 墨田区産業観光部産業振興課 ☎5608 - 6186（直通）